

事務処理の方法

1 報告の対象

(1) 対象事業者

愛知県医療従事者応援金の交付決定を受けた補助事業者とする。

(2) 報告の時期

原則として、補助対象経費に係る消費税の仕入税額控除をする確定申告（補助金を特定収入として計上した確定申告ではない。）をした場合に報告する。

(3) 報告書の提出期限

令和5年9月末日。特別な理由により期限までに提出できない場合には、その旨及びその理由等を別紙様式により提出すること。

2 報告書類（提出部数1部） ※交付決定通知ごとに作成

(1) 「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について」（別紙様式第7号）

※返納額の有無に関わらず全員提出

(2-1) 返納額がない場合 → 別紙概要

(2-2) 返納額がある場合 → 別紙計算書

(3) 確定申告の写し（付表2含む）

（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）

3 書類作成方法

(1) 入力シートに基本情報を入力する。

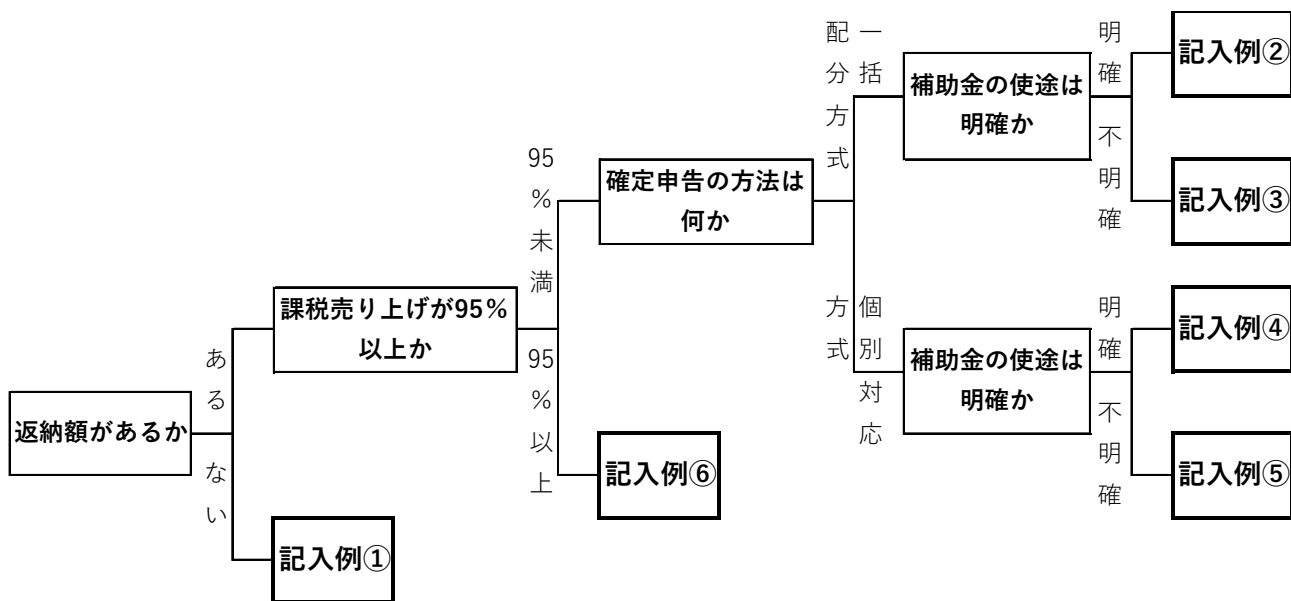
（別紙様式第7号、別紙概要、別紙計算書に必要部分が転記されます。）

(2) 施設に応じた別紙概要（返納額がない場合）、別紙計算書（返納額がある場合）を作成する。

(3) 必要部分を印刷して提出する。（郵送）

【裏面に続きます】

※以下の記入例を参考に作成してください。



4 注意点

- (1) 簡易課税方式により消費税を申告している場合や特定収入割合が5%を超える場合など、返納額がない場合であっても報告が必要です。
- (2) 別紙概要、別紙計算書は交付決定通知ごとに作成すること。
- (3) 返納額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算する（ただし、消費税の申告において、課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用います。）。

5 返還方法

返納額がある場合は、後日、愛知県から事業者へ納付書（請求書）を送付します。
金融機関の窓口等で返還金を納付してください。

（令和5年10月ごろから令和6年1月ごろを予定）